

第29号議案

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例

島根県附属機関設置条例（昭和43年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県みつばち転飼調整審議会の項中「島根県みつばち転飼調整審議会」を「島根県蜜蜂転飼調整審議会」に、「みつばちの」を「蜜蜂の」に改め、同表教育委員会の部に次のように加える。

| | |
|------------|---|
| 島根県生徒指導審議会 | 教育委員会の諮問に応じ、生徒指導上の諸問題に関し必要な事項を調査審議すること。 |
|------------|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。